

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

三井住友信託 VISA エリートポイントクラブ会員規約の改定

2026 年 7 月 13 日付けで三井住友信託 VISA エリートポイントクラブ会員規約を改定します。内容については新旧対照表をご参照ください。(変更部分は下線部)
【新旧対照表】

三井住友信託 VISA エリートポイントクラブ会員規約	
改定前	改定後
第1条 三井住友信託 VISA エリートポイントクラブ 三井住友信託 VISA エリートポイントクラブ(以下「本クラブ」といいます。)は、三井住友信託銀行(以下「当社」といいます。)所定の本クラブ提携サービス利用申込書による申込みを行い、以下①から④全ての条件を満たしたお客さま(以下「会員」といいます。)に対し、当社が定めた各種商品・サービスおよび三井住友トラストクラブ株式会社(以下「三井住友トラストクラブ」といいます。)のポイントプログラム「TRUST CLUB リワードプログラム」のポイント(以下「ポイント」といいます。)に関する特典を提供する会員制サービスです。 ①三井住友トラストクラブが発行する TRUST CLUB エリートカード(ポイントクラブ)会員(以下「カード会員」といいます。)であること、または本クラブ入会と同時に上記カードの申込みを行うこと(ただし日本国居住者に限る) ②当社所定の本支店に取引口座を開設していること、または本クラブ入会と同時に開設すること ③上記②の取引口座について「三井住友信託ダイレクト」(以下、当該取引口座について申し込んだ「三井住友信託ダイレクト」を単に「三井住友信託ダイレクト」といいます。)を申し込んでいること、または本クラブ入会と同時に申し込むこと ④すでにカード会員である場合は、本クラブ提携サービス利用申込書に有効な	第1条 三井住友信託 VISA エリートポイントクラブ 三井住友信託 VISA エリートポイントクラブ(以下「本クラブ」といいます。)は、三井住友信託銀行(以下「当社」といいます。)所定の本クラブ提携サービス利用申込書による申込みを行い、以下①から④全ての条件を満たしたお客さま(以下「会員」といいます。)に対し、当社が定めた各種商品・サービスおよび三井住友トラストクラブ株式会社(以下「三井住友トラストクラブ」といいます。)のポイントプログラム「TRUST CLUB リワードプログラム」のポイント(以下「ポイント」といいます。)に関する特典を提供する会員制サービスです。 ①三井住友トラストクラブが発行する TRUST CLUB エリートカード(ポイントクラブ)会員であること、<u>もしくはその他、三井住友トラストクラブが発行するカードのうち、当社が認めたカード会員(以下これらのカード会員を併せて、「カード会員」といいます。)</u>であること、または本クラブ入会と同時に上記カードの申込みを行うこと(ただし日本国居住者に限る) ②当社所定の本支店に取引口座を開設していること、または本クラブ入会と同時に開設すること ③上記②の取引口座について「三井住友信託ダイレクト」(以下、当該取引口座について申し込んだ「三井住友信託ダイレクト」を単に「三井住友信託ダイレクト」と

カード会員番号を明記し入会申込みを行うこと	いいます。)を申込んでいること、または本クラブ入会と同時に申込むこと ④すでにカード会員である場合は、本クラブ提携サービス利用申込書に有効なカード会員番号を明記し入会申込みを行うこと
-----------------------	--